

附 属 资 料

目 次

1 職員給与実態調査関係

平成28年度職員給与実態調査の概要	1
第1表 任命権者別、給料表別職員数	2
第2表 給料表別給与額等	4
第3表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第5表 給料表別、級別、学歴別職員数	22
第6表 給料表別、級別平均給料額等	24
第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額	26
第8表 扶養手当の支給状況	27
第9表 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	27
第10表 職員の住居施設の利用状況	28
第11表 職員の通勤の状況	30
第12表 単身赴任手当の支給状況	34
第13表 再任用職員の給料表別、級別人員数	35

2 職種別民間給与実態調査関係

平成28年職種別民間給与実態調査の概要	36
第14表 産業別、企業規模別調査事業所数	37
第15表 職種別にみた民間給与額等	38
第16表 公民給与の比較における対応関係	44
第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	45
第18表 民間における初任給の改定状況	45
第19表 民間における定期昇給制度の状況	46
第20表 民間における家族手当の支給状況	46
第21表 民間における住居手当の支給状況	47
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	47
第23表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	48

3 生計費及び労働経済指標関係

平成28年4月の標準生計費算定方法の概要	49
第24表 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	50
参考1 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較	50
参考2 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	51
第25表 労働経済指標	52

1 職員給与実態調査関係

平成28年度職員給与実態調査の概要

平成28年度の職員の給与実態調査を次により実施した。

1 調査の目的

職員の給与の実態を正確に把握し、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の時期

平成28年4月1日

3 調査の方法

「給与支給事務処理要領」（平成4年3月31日付け出総第170号）に基づき、総務事務センターで管理している給与関係データをもとに集計した。

4 調査の範囲

調査の時期に在職している職員

5 調査の項目

ア 基準学歴

イ 経験年数

ウ 年 齢

エ 適用給料表、級、号給

オ 扶養手当

カ 住居手当

キ 通勤手当

ク 単身赴任手当

ケ その他

6 調査結果

調査結果は、第1表から第13表に示すとおりである。

第1表

任命権者別、

任命権者		給料表	計	行政職	公安職	教育職(1)
			人	人	人	人
計			17,914	4,489	2,134	3,413
知事			3,733	3,328		5
議会議長			32	32		
選挙管理委員会			5	5		
代表監査委員			19	19		
教育委員会	本庁等		354	175		92
	県立高等学校等		3,588	258		3,315
	市町村立小中学校		7,730	369		
人事委員会			15	15		
警察本部長			2,434	284	2,134	1
海区漁業調整委員会			4	4		

(注) 1 県立高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

給料表別職員数

教育職 (2)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
7,445	191	18	129	95
	170	18	122	90
76	8			3
15				
7,354			7	
	13			2

第2表

給料表別

区分		給料表	計	行政職	公安職	教育職(1)
		職員数(人)	17,914	4,489	2,134	3,413
扶養親族数(人)		17,952	4,860	2,728	3,465	
職員一人当たり平均	給料月額(円)	6,430,392,424	1,486,472,200	684,999,600	1,261,434,147	
	給料の調整額(円)	19,551,455	602,100	98,100	10,210,372	
	教職調整額等(円)	144,766,516			46,014,817	
	給料の特別調整額(円)	97,786,150 (101,766,500)	29,130,320 (30,864,300)	6,065,935 (6,360,800)	11,390,435 (11,728,100)	
	扶養手当(円)	171,293,000	46,693,500	26,815,000	32,458,000	
	地域手当(円)	3,585,353	1,793,187	213,798		
	諸手当(円)	262,715,917	59,482,812	27,486,713	48,570,895	
	給与総額(円)	7,130,090,815 (7,134,071,165)	1,624,174,119 (1,625,908,099)	745,679,146 (745,974,011)	1,410,078,666 (1,410,416,331)	
	給料月額(円)	358,959	331,136	320,993	369,596	
	給料の調整額(円)	1,091	134	45	2,991	
	教職調整額等(円)	8,081			13,482	
	給料の特別調整額(円)	5,458 (5,680)	6,489 (6,875)	2,842 (2,980)	3,337 (3,436)	
	扶養手当(円)	9,561	10,401	12,565	9,510	
	地域手当(円)	200	399	100		
諸手当(円)	14,663	13,265	12,878	14,230		
給与月額(円)	398,013 (398,235)	361,824 (362,210)	349,423 (349,561)	413,146 (413,245)		
扶養親族数(人)	13,000円該当	0.25	0.30	0.49	0.23	
	11,000円該当	0.02	0.02	0.01	0.03	
	6,500円該当	0.74	0.75	0.78	0.76	
	(特定期間にある子)	0.27	0.25	0.21	0.26	
	計	1.01	1.07	1.28	1.02	
年齢(歳)	44.1	42.1	38.5	44.2		
経験年数(年)	22.2	21.6	17.8	21.6		
修学年数(年)	15.2	14.1	14.0	15.8		

- (注) 1 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。
2 給料の特別調整額には、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定められている管理職手当を含む。
3 () 内は、条例附則による減額前の額である。
4 「諸手当」とは、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき手当等

給 与 額 等

教育職（２）	研究職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）
7,445	191	18	129	95
6,492	225	27	126	29
2,845,122,477	68,030,600	9,011,100	44,196,800	31,125,500
8,095,383		160,800	60,000	324,700
98,751,699				
48,985,845 (50,450,900)	1,164,360 (1,246,600)	651,480 (692,900)	397,775 (422,900)	
61,297,500	2,272,000	298,500	1,167,000	291,500
		1,578,368		
117,986,520	2,705,045	3,333,100	2,376,332	774,500
3,180,239,424 (3,181,704,479)	74,172,005 (74,254,245)	15,033,348 (15,074,768)	48,197,907 (48,223,032)	32,516,200 (32,516,200)
382,152	356,181	500,616	342,610	327,636
1,087		8,933	465	3,417
13,264				
6,579 (6,776)	6,096 (6,526)	36,193 (38,494)	3,083 (3,278)	
8,233	11,895	16,583	9,046	3,068
		87,687		
15,845	14,160	185,171	18,419	8,151
427,160 (427,357)	388,332 (388,762)	835,183 (837,484)	373,623 (373,818)	342,272 (342,272)
0.15	0.39	0.67	0.20	0.03
0.03	0.02		0.02	0.03
0.69	0.77	0.84	0.76	0.25
0.29	0.33	0.50	0.26	0.15
0.87	1.18	1.51	0.98	0.31
46.8	43.4	48.6	43.8	41.7
24.3	20.6	21.2	20.9	19.8
15.9	15.9	18.0	15.7	15.4

及び寒冷地手当である。

第3表

給料表別、級別、

給料表	号給 職務 の級	計																											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
行政職	1	629					22				22	1			32	2	2	1	35		2	2	22	4	15	2	84	2	
	2	524					1				1				32	3	15		23	4	21	5	21	3	21	4	19	4	
	3	630														1							2		2			2	
	4	1,282																											
	5	916																											
	6	230	1																										
	7	186															1				1								
	8	68																					1			1		3	4
	9	22														7	8	3	2					1					
	10	2	2																										
公安職	1	361			25				13	22		6	36		1	2	25	1	32	2	27			2	1	48	2		
	2	326																				4		5		32	5		
	3	384																		1		2	1	7		3	1		
	4	578																		1						3	2		
	5	369																											
	6	51																											
	7	42																											
	8	14																											
	9	9																											
教育職 (1)	1	216					1																				2		
	2	2,910	14			1	18		4	3	16	4	2	1	19	1	7	2	10	3	16	5	19	1	12	3	15	2	
	特2	37																											
	3	162																											
教育職 (2)	4	88																				1				1	1		
	1																												
	2	6,286													57		3	1	51	1	4	9	44	1	11	4	37	3	
	特2	117																											
研究職	3	548																											
	4	494																					2	7	26	36	10	8	4
	1	18																									3		
	2	29																	3				2				1		
研究職	3	120																				1		1	1	1		2	
	4	20																											
	5	4																											

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

号 給 別 職 員 数

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
11	2	68	6	15	2	76	3	21	8	54	7	14	6	30	3	25	6	15		1	2	2		2							
15	7	19	3	21	6	34	5	17	4	15	10	22	6	16	4	11	8	20	7	20	7	8	5	8	4	5	7	6	4	1	
3	3	6	1	13	1	10	4	23	3	25	6	41	9	36	19	29	10	28	10	24	11	19	9	22	8	25	6	18	8	12	
		4	1	9	3	11	7	20	12	25	10	27	18	13	24	20	25	23	35	19	30	13	27	31	21	35	29	47	25	34	
											1												1		3		6	2	6	1	7
1																								1	7	79	2	5	2	1	29
				43	17	6	6	2	15	13	7	4	6	2	7	6	4	3	10	5	5		5	6	4		2	3			
	8	15	9	12	4	4	3		1	1					1	1															
1																															
3	2	51	1	5	3	6	4	3	3	6	2	2	1	2	2	3		5		1	3	1				2	1	2	1		
8	2	31	4	17	3	33	2	10	1	22	2	10	2	17	2	11	2	10	2	7	3	11	3	8	4	14	4	13	2	8	
10	1	7	4	8	3	6	2	5	2	10	3	15	3	12	2	16	3	14	4	11	1	10	4	14	1	15	1	19	4	13	
		3		2	1	9	1	3	1	2		5		7	1	5		8		5	4	18		11	1	15		11	2	11	
																					3	8	1	1	2	2	2	4		2	4
																											5	6	6		
																		3	7							1	1	1			
				5			2	2																							
	1		2	1	1			1	2					1	2	2	1	1					3	4	1	4		2	3	2	
16	1	23	10	16	11	12	9	17	4	14	10	22	3	24	7	13	4	19	4	26	7	21	6	22	11	20	14	21	12	25	
																								1		1	2		2	4	6
2	2	6	1	7	4	6	12	11	9	25																					
25	9	34	3	20	13	29	7	23	6	24	10	23	8	19	7	24	2	20	14	19	3	24	14	23	7	32	8	36	7	27	
17	23	33	24	20	7	18	14	13	18	214																					
		4				5			3														2	1							
	1	1	1			3		1		2	1	1		1		1						1		1	1		1	3	1	1	
	1				1	1		2	1	2	1	2	1	2	3	1	2	1	3	2	1			1	1	1	1	1	2	1	
																							3	5	2	2	2			2	1
			1	3																											

給料表	号給 職務 の級	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
		行政職	1																												
	2		4	1	1	1	2		2	1				1				1	1	1				1			1				
	3	14	7	10	5	5	3	5	5	7	1	4	5	3	9	7	6	3	5	5	4	6	5	3	1	3	5		4	2	
	4	17	44	27	43	25	30	24	30	15	28	20	29	15	21	9	16	14	27	10	8	10	13	10	8	7	10	6	2	3	
	5	1	6	3	1	4	4	2	11	5	18	24	21	8	5	6	7	22	24	13	49	36	72	18	42	18	26	24	42	15	
	6	26	13	12	6	2	29		3		1		2		2						6										
	7	1	1		1																										
	8																														
	9																														
	10																														
公安職	1																														
	2	3	4	1	3		1																								
	3	4	15		16	1	11		11	2	11	1	14	1	12	3	5	2	10	2	7	1	5		4	1		1	3		
	4	2	10	1	12		10	3	3	4	13	4	10	9	13	7	4	4	2	2	1	1	8	3	4	4	2	3	4	3	
	5	1	2	1	1	2	3	1	1		10	11	19	7	11	9	13	3	9	7	6	10	8	7	5	6	4	12	11	9	
	6											1				1		2		1		1	1	2		1	2	4	1	4	
	7	1	4	5	3		3		2		2		1	1						1		2									
	8	1																													
	9																														
教育職(1)	1	1	2	2	4	2	7	1	1	4	2	2	4	6			1	2	5	3	3	3	4	5			1		2	1	
	2	8	19	9	31	14	27	18	29	17	35	24	30	22	29	19	26	17	32	20	38	39	29	19	27	28	22	28	24	32	
	特2																												1		
	3	11	9	5	2	11	10	5	7	8	6	7	8	13	6	8	7	11	3	5	4										
	4																														
教育職(2)	1																														
	2	6	28	9	16	13	27	13	23	9	22	9	29	9	31	7	29	19	21	16	31	27	32	12	36	22	33	15	34	27	
	特2										1		1			1				1	4	2	2	3	3	2	4	3	1	1	
	3					2	1		2	2	5	5	8	7	1	10	50	38	18	20	24	22	19	8	16	20	22	19	23		
	4																														
研究職	1																														
	2						1																								
	3		2	5		2	4			2		1	2	2	1	3	2	2	2	2	1	1	1		1	3		1	1		
	4				1	2																									
	5																														

87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	
2	4	4	3	2	3	2	3		2		1				1		1	2	2		1			1		5					
4	10	2	5	6	6	34	16	5	13	48	2	11		1																	
30	22	129	13	28	16	105		12	1	6																					
2	1																														
6	2	1	4	3	3	4	2	6	2	4	6	3	1	3	2	4	5	5	3	14	6	4	3	4	6	10	5	7	3	10	
6	4	9	5	6	5	8	5	14	7	43	6	13	1	15		3	1														
9	1	5	4	6	3	1		1																							
4	1	3	2	3		2	3	5	3	4	3	3	4	3	2	2	3	4	3	1	1			1	1		1	2	1	3	
29	21	34	14	39	22	35	15	37	12	33	15	32	22	38	25	48	21	46	20	30	37	26	26	23	31	35	24	43	27	32	
	1	3	2	4	1	2	3	1	6	2	4	3	1	1	1							1									
36	19	41	26	34	45	28	45	27	52	49	51	74	32	84	36	88	40	83	48	89	34	77	37	116	42	75	48	109	43	81	
4	1	5	7	9	5	11	6	6	4	7	4	5	2	3	1	2	2		1	1		1	1								
15	15	15	11	14	26	110																									
		1	2	3		14	1	7	2	8				1																	

給料表	号給 職務 の級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	
		行政職	1																												
	2								4																						
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														
	10																														
公安職	1								1																						
	2																														
	3																														
	4	2	12	3	17	1	22	7	95																						
	5																														
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														
教育職	1	1	5	1	5	1	1	2	3	1	2	2		1	2				2				1				1	1			
	2	22	30	30	33	34	28	46	44	56	41	40	48	47	37	41	47	30	15	15	19		1								
	特2																														
	3																														
(1)	4																														
教育職	1																														
	2	37	82	56	69	84	56	75	82	71	71	69	72	77	74	98	64	104	71	136	75	163	135	133	148	142	162	157	145	113	
	特2																														
	3																														
(2)	4																														
研究職	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														

147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169
			1	1		1	8															
133	92	177	16	1	1	5																

給料表	職務の級	計	給号																										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
医療職(1)	1																												
	2	4					1							1		1												1	
	3	6																										1	
	4	8																											
医療職(2)	1																												
	2	8														1				4								1	
	3	27									2	1				2		1		2							1	1	
	4	14																											
	5	70																											
	6	7																											
	7	3																											
医療職(3)	1																												
	2	20										4				3				3						2		2	2
	3	25				1						1				1		2											
	4	14																											
	5	35																											
	6	1																											

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57		
									1										1													
																						1				1				1		
				1																		1										
		1				2	2			3			2	2	1	1				1											1	
				1						1		2		1		1	1	1		1				1							1	
					2	1	2			1	1					2	2	2	1		1		2	1	2	1	2	1	2	2		
																			2	3	1		1									
1		1							1																							
2				2																												
1		1				1		2		1				1		1		2		1		1					2					
																						1										
																			1													

給料表	職務の級	給号																													
		58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
医療職 (1)	1																														
	2																														
	3											2																		1	
	4					2	1	1	1																						
医療職 (2)	1																														
	2																														
	3																														
	4					1			1																						
	5			3				1			1		1	1	1			3		1	1	2		1		2			2	1	
	6																														
	7																														
医療職 (3)	1																														
	2																														
	3			2			1					1						1								1					
	4	1						1	1						1	1		1							1	1					
	5											1							1	1											1
	6																														

給料表	職務の級	給号																												
		118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
医療職(1)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
医療職(2)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
医療職(3)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													

147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169

第4表

給料表別、級別、

給料表	職務の級	年齢																									
		計	18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37				
行政職	計	4,489人		22	21	35	39	99	83	99	90	70	74	68	55	50	55	63	73	79	86	115	109				
	1	629		22	21	35	39	99	82	99	90	70	39	23	7	1		1	1								
	2	524							1				35	45	47	49	54	59	59	56	35	37	15				
	3	630													1			3	13	23	50	76	74				
	4	1,282																				1	20				
	5	916																									
	6	230															1					1					
	7	186																					1				
	8	68																									
	9	22																									
10	2																										
公安職	計	2,134		25	34	43	24	62	50	66	49	72	77	47	63	65	62	74	59	74	54	59	72				
	1	361		25	34	43	24	62	50	59	10	16	10	4	9	6	3	2	2		1						
	2	326								7	39	51	50	34	32	29	22	32	13	8	4	3	2				
	3	384										5	17	9	21	29	32	35	28	41	27	34	40				
	4	578													1	1	5	5	16	25	22	22	30				
	5	369																									
	6	51																									
	7	42																									
	8	14																									
9	9																										
教育職(1)	計	3,413			1			14	20	29	30	33	39	47	41	42	53	59	69	63	78	97	107				
	1	216			1			1	1	2	5	4	3	4	6	5	7	8	3	12	15	7					
	2	2,910						14	19	28	28	28	35	44	37	36	48	52	61	60	66	82	100				
	特2	37																									
	3	162																									
4	88																										
教育職(2)	計	7,445						57	55	61	66	79	71	50	52	51	68	72	88	66	92	87	101				
	1																										
	2	6,286						57	55	61	66	79	71	50	52	51	68	72	88	66	92	87	101				
	特2	117																									
	3	548																									
4	494																										

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

年 齡 別 職 員 数

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	平均年齢	
117	122	150	117	149	192	171	185	161	169	175	118	138	135	150	141	110	106	120	138	114	126		42.1 歳	
																								23.6
9	4	4	3	1	2	2	2			1				1	1			1			1		32.3	
70	55	61	34	31	33	20	26	15	13	7	5	1	4	5	5	1	1	1	2				39.5	
37	62	85	80	117	147	134	132	101	90	75	41	35	25	21	18	16	9	9	12	9	6		44.7	
1					9	15	25	44	64	86	57	80	84	87	80	46	49	54	51	37	47		51.6	
								1	1	6	12	18	15	19	21	27	19	17	32	23	17		54.0	
	1								1		2	4	7	16	14	15	20	20	21	28	36		55.5	
														1	2	5	5	15	12	10	18		56.9	
					1						1						3	3	8	5	1		55.9	
																				2			58.0	
47	48	38	31	29	39	27	27	46	40	41	26	42	55	55	49	53	51	69	62	68	60		38.5	
					1																		22.7	
																							28.5	
21	16	9	5	6	4	2		1	2														34.0	
26	30	25	22	15	21	13	9	20	18	16	9	13	27	22	19	14	21	26	29	26	30		45.8	
	2	4	4	8	13	12	16	21	18	22	14	22	19	26	20	30	20	31	24	20	23		51.3	
							2	4	2	3	3	6	5	4	5	2	3	4		6	2		52.0	
											1	4	2	3	6	5	3	6	10	2			55.3	
													1	2	1	1	5	1	1	2			55.7	
																	1		2	5	1		57.6	
116	107	117	123	125	129	124	109	137	151	140	127	121	102	130	135	111	104	96	102	88	97		44.2	
8	11	16	20	9	6	13	7	8	9	8	1	3	1	1	2	2	4	1	2				39.3	
108	96	101	103	116	123	111	102	129	138	127	122	109	91	105	100	77	63	62	68	57	64		43.5	
														2	3	4	5	4	6	8	5		56.2	
									4	5	4	9	10	22	27	26	17	16	8	8	6		53.5	
															3	2	15	13	18	15	22		57.0	
111	128	141	174	231	258	287	288	281	354	350	354	368	375	384	347	380	324	350	326	268	250		46.8	
111	128	141	174	231	257	285	284	275	328	301	300	310	302	307	246	263	223	222	202	158	122		45.4	
					1	2	4	6	9	24	13	13	6	5	4	2	6	11	10	1			50.5	
									17	25	41	45	65	52	71	59	44	37	32	21	39		53.0	
													2	20	26	56	51	80	82	88	89		56.4	

給料表	年齢 職務の級	計	18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
					研究職	計	191人					2	5	3	4	2	3	2	3	4	1	4	4
	1	18					2	5	3	4	1		1	1	1								
	2	29									1	3	1	2	3	1	4	4	4			1	3
	3	120																	2	1	1	4	
	4	20																					
	5	4																					
医療職(1)	計	18														3			1				
	1																						
	2	4														3			1				
	3	6																					
	4	8																					
医療職(2)	計	129								1	2	2	1	3	1	4	1		4	4	4	3	5
	1																						
	2	8								1	2	2		1	1						1		
	3	27											1	2		4	1		4	4	2	2	2
	4	14																			1	1	3
	5	70																					
	6	7																					
	7	3																					
医療職(3)	計	95					4	2	3	5	1	5	1	1	1	1	1	2	2	5	2	2	1
	1																						
	2	20					4	2	3	5	1	5											
	3	25												1	1	1	1	2	2	5	2	2	1
	4	14																					
	5	35																					
	6	1																					
全給料表		17,914		47	56	78	63	238	215	262	246	259	270	218	216	220	241	274	300	297	317	365	402

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	平均年齢	
7	8	4	2	3	8	5	9	11	7	6	7	9	8	8	5	2	4	4	7	5	9		43.4 歳	
																								24.7
		2																						32.3
7	8	2	2	3	8	5	9	11	7	6	7	9	8	7	2		2	2	3		4		46.2	
														1	3	2	2	1	4	3	4		56.2	
																	1		2	1			57.8	
		2					1	1				1		1		1	1		1			5	48.6	
																								30.8
		2					1	1					1						1					46.7
												1				1	1						5	59.0
6	4	3	3	3	7	3	3	3	5	7	4	5	8	7	4	3	3	3	6	2	2		43.8	
																								27.3
1				2		1						1												34.7
3	2		1				1		1					1										39.9
2	2	3	2	3	5	3	1	3	4	7	4	5	7	6	3	1	3	1	3	1	1		48.2	
															1	2		1	2	1			55.6	
																		1	1		1		57.3	
2	2	1	1	2	1	1	3	1	4		4	5	3	2	3	4	2	9	3	2	2		41.7	
																								24.6
2	1		1			1	1		1															35.6
	1	1		2	1		2	1	2			1						2	1					46.8
									1		4	4	3	2	3	4	2	7	2	1	2		53.3	
																				1				58.0
406	419	456	451	542	634	618	625	641	730	719	640	689	686	737	684	664	595	651	645	547	546	5	44.1	

第5表

給料表別、級別、学歴別職員数

給料表	学歴区分 職務の級	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
		人員数	人員数	人員数	人員数	人員数	年数
計	人員数	17,914 人	13,742 人	882 人	3,285 人	5 人	15.2 年
	構成比	100.0 %	76.8 %	4.9 %	18.3 %	0.0 %	— %
行政職	計	4,489	2,286	81	2,117	5	14.1
	1	629	319	50	260		14.2
	2	524	251	9	263	1	13.9
	3	630	277	2	348	3	13.8
	4	1,282	598	2	681	1	13.9
	5	916	468	9	439		14.1
	6	230	141	4	85		14.5
	7	186	150	4	32		15.3
	8	68	59	1	8		15.5
	9	22	21		1		15.8
	10	2	2				16.0
	構成比	100.0 %	50.9 %	1.8 %	47.2 %	0.1 %	—
公安職	計	2,134	987	121	1,026		14.0
	1	361	118	35	208		13.5
	2	326	178	34	114		14.4
	3	384	224	26	134		14.5
	4	578	269	18	291		13.9
	5	369	143	6	220		13.6
	6	51	22		29		13.7
	7	42	23	1	18		14.2
	8	14	5		9		13.4
	9	9	5	1	3		14.4
構成比	100.0 %	46.2 %	5.7 %	48.1 %		—	
教育職(1)	計	3,413	3,164	111	138		15.8
	1	216	76	62	78		14.0
	2	2,910	2,803	49	58		15.9
	特2	37	36		1		15.9
	3	162	162				16.0
	4	88	87		1		16.0
	構成比	100.0 %	92.7 %	3.3 %	4.0 %		—
教育職(2)	計	7,445	6,926	519			15.9
	1						
	2	6,286	5,792	494			15.8
	特2	117	114	3			15.9
	3	548	532	16			15.9
	4	494	488	6			16.0
構成比	100.0 %	93.0 %	7.0 %			—	

給料表	学歴区分	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学年数
	職務の級						
研究職	計	191 人	186 人	3 人	2 人		15.9 年
	1	18	18				16.0
	2	29	28	1			15.9
	3	120	116	2	2		15.9
	4	20	20				16.0
	5	4	4				16.0
	構成比	100.0 %	97.4 %	1.6 %	1.0 %		—
医療職(1)	計	18	18				18.0
	1						
	2	4	4				18.0
	3	6	6				18.0
	4	8	8				18.0
	構成比	100.0 %	100.0 %				—
医療職(2)	計	129	107	22			15.7
	1						
	2	8	6	2			15.5
	3	27	19	8			15.5
	4	14	13	1			15.9
	5	70	59	11			15.7
	6	7	7				16.0
	7	3	3				16.0
構成比	100.0 %	82.9 %	17.1 %			—	
医療職(3)	計	95	68	25	2		15.4
	1						
	2	20	20				16.0
	3	25	16	9			15.3
	4	14	4	10			14.6
	5	35	27	6	2		15.4
	6	1	1				16.0
構成比	100.0 %	71.6 %	26.3 %	2.1 %		—	

- (注)
- 1 学歴区分は、行政職、教育職(1)、教育職(2)、研究職、医療職(1)、医療職(2)及び医療職(3)の各給料表においては初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）別表第2の級別資格基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分（この場合において、医療職(2)の「短大3卒」は「短大卒」に含めた。）、公安職給料表においては同規則別表第3の学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格に対応する基準学歴区分によるものである。
 - 2 平均修学年数は、前記の学歴区分に対応する修学年数により算出したものである。ただし医療職(1)にあつては大学卒18年、医療職(3)にあつては短大卒14年、高校卒11年とした。
 - 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第6表

給 料 表 別 、 級 別

区分 職務の級	行政職					公安職				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 4,489	円 331,136	歳 42.1	年 21.6	年 14.1	人 2,134	円 320,993	歳 38.5	年 17.8	年 14.0
1	629	183,305	23.6	3.1	14.2	361	204,475	22.7	2.9	13.5
2	524	243,657	32.3	11.8	13.9	326	248,402	28.5	7.4	14.4
3	630	310,465	39.5	19.2	13.8	384	288,246	34.0	12.4	14.5
4	1,282	363,718	44.7	24.3	13.9	578	371,762	45.8	25.0	13.9
5	916	396,226	51.6	30.9	14.1	369	415,318	51.3	31.1	13.6
6	230	407,581	54.0	33.1	14.5	51	431,613	52.0	31.4	13.7
7	186	436,634	55.5	33.8	15.3	42	443,723	55.3	34.7	14.2
8	68	464,764	56.9	34.8	15.5	14	459,921	55.7	36.2	13.4
9	22	502,795	55.9	33.5	15.8	9	477,722	57.6	37.0	14.4
10	2	525,200	58.0	35.5	16.0					

区分 職務の級	教育職(1)					教育職(2)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 3,413	円 369,596	歳 44.2	年 21.6	年 15.8	人 7,445	円 382,152	歳 46.8	年 24.3	年 15.9
1	216	286,616	39.3	18.2	14.0					
2	2,910	367,438	43.5	20.8	15.9	6,286	372,276	45.4	23.0	15.8
特2	37	434,494	56.2	33.8	15.9	117	412,010	50.5	28.2	15.9
3	162	445,275	53.5	30.8	16.0	548	425,839	53.0	30.4	15.9
4	88	478,053	57.0	34.1	16.0	494	452,285	56.4	33.7	16.0

平 均 給 料 額 等

区分 職務の級	研究職					医療職(1)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
	191	356,181	43.4	20.6	15.9	18	500,616	48.6	21.2	18.0
1	18	200,888	24.7	2.3	16.0					
2	29	274,193	32.3	9.5	15.9	4	369,700	30.8	4.5	18.0
3	120	383,852	46.2	23.6	15.9	6	502,083	46.7	21.0	18.0
4	20	425,635	56.2	32.5	16.0	8	564,975	59.0	29.8	18.0
5	4	472,000	57.8	35.8	16.0					

区分 職務の級	医療職(2)					医療職(3)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
	129	342,610	43.8	20.9	15.7	95	327,636	41.7	19.8	15.4
1										
2	8	221,200	27.3	5.1	15.5	20	222,415	24.6	2.3	16.0
3	27	266,062	34.7	11.4	15.5	25	289,364	35.6	13.5	15.3
4	14	319,900	39.9	16.9	15.9	14	359,485	46.8	25.4	14.6
5	70	380,347	48.2	25.5	15.7	35	399,891	53.3	31.5	15.4
6	7	405,614	55.6	32.7	16.0	1	414,100	58.0	36.0	16.0
7	3	433,766	57.3	34.3	16.0					

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第7表

行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額
計		人 2,286 (74,129)	円 333,528 (319,246)	人 2,117 (55,598)	円 331,542 (348,449)
1年未満		66 (2,178)	178,300 (183,701)	22 (746)	145,900 (146,802)
1年以上	2年未満	62 (2,066)	185,514 (188,098)	22 (499)	150,368 (152,918)
2年以上	3年未満	75 (1,665)	193,976 (194,818)	37 (390)	155,840 (154,811)
3年以上	5年未満	111 (3,289)	201,881 (207,806)	70 (483)	165,515 (165,889)
5年以上	7年未満	97 (4,051)	217,996 (225,161)	56 (422)	182,869 (184,260)
7年以上	10年未満	97 (5,982)	236,626 (249,215)	52 (719)	202,735 (203,098)
10年以上	15年未満	227 (12,598)	281,366 (286,589)	111 (2,138)	237,888 (238,047)
15年以上	20年未満	399 (12,878)	335,355 (331,513)	223 (3,502)	274,269 (284,031)
20年以上	25年未満	372 (12,533)	370,912 (374,622)	271 (9,911)	329,089 (326,570)
25年以上	30年未満	410 (9,418)	397,458 (403,558)	487 (11,034)	363,523 (361,616)
30年以上	35年未満	262 (5,875)	427,756 (413,719)	311 (12,762)	387,406 (384,475)
35年以上		108 (1,596)	439,208 (413,405)	455 (12,992)	402,088 (399,165)

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第8表

扶養手当の支給状況

区分 給料表	扶養手当 受給職員数 (人)	受給者1人 当たりの平 均手当額 (円)	支給額別扶養親族数 【 】内は手当額			
			配偶者 (人) 【13,000円】	配偶者のない 職員の扶 養親族のう ちの1人 (人) 【11,000円】	扶養親族で ある子、父 母等(人) 【6,500円】	計(人)
計	8,754	19,567	4,446	418	13,088	17,952 [4,765]
行政職	2,307	20,239	1,369	110	3,381	4,860 [1,142]
公安職	1,320	20,314	1,049	11	1,668	2,728 [443]
教育職(1)	1,661	19,541	790	89	2,586	3,465 [880]
教育職(2)	3,266	18,768	1,123	200	5,169	6,492 [2,180]
研究職	108	21,037	74	3	148	225 [63]
医療職(1)	13	22,961	12	0	15	27 [9]
医療職(2)	60	19,450	26	2	98	126 [34]
医療職(3)	19	15,342	3	3	23	29 [14]

- (注) 1 本表において「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者を示している。
 2 「計」欄の【 】内は、5,000円加算の対象となる満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子の数を内数で示している。
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第9表

給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	受給者1人 当たりの平 均手当月額
旧支給割合	25%	20%	18~16%	16%	14~12%	12~8%		
本庁における主な職	部長	副部長	参事	総括課長	課長	担当課長		
受給者	人 20	人 69	人 44	人 258	人 841	人 568	人 1,800	円 54,351 (56,559)

- (注) 1 「旧支給割合」とは、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）による改正前の支給割合である。
 2 管理職手当の支給を受ける職員については、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）による改正前の支給割合に対応する区分により分類している。
 3 ()内は、条例附則による減額前の額である。
 4 区分が5種の課長は、職務の級が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条第1項に規定する級別職務区分表により行政職給料表の6級及び7級に分類される職である。
 5 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第10表

職 員 の 住 居 施

1 住居の種類別等利用状況

給料表	区 分						計	単身赴任職員 の配偶者等の 住宅（借家等）
	公団・公営 住 宅	民間賃貸 住 宅	間 借 り	下 宿				
計	人	人	人	人	人	人	人	
	19	4,083	3	2		4,107	69	
行 政 職	1	912	1	1		915	35	
公 安 職		228	1			229	12	
教 育 職 (1)	3	1,006				1,009	12	
教 育 職 (2)	15	1,849	1	1		1,866	8	
研 究 職		43				43	1	
医 療 職 (1)		4				4	1	
医 療 職 (2)		27				27		
医 療 職 (3)		14				14		

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 「単身赴任職員の配偶者等の住宅」とは、単身赴任手当を支給される職員が配偶者等の居住のために
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 住居の種類別等住居費負担状況

区 分	家賃額 区 分	計	12千円 未 満	12	13	15	17	19	21	23	25	27
				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
				13	15	17	19	21	23	25	27	29
公 団 ・ 公 営 住 宅		19 人				8					2	2
民 間 賃 貸 住 宅		4,083 人				2		3	1	1	9	9
間 借 り		3 人										
下 宿		2 人								1		1
計		4,107 人				10		3	1	2	11	12
累 計	人 員	— 人				10	10	13	14	16	27	39
	比 率	— %				0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.7	0.9
単身赴任職員の配偶者等の住宅		69 人										

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

3 住居手当の支給状況

受給者数・ 平均手当月額	借 家 ・ 借 間				単身赴任職員 の配偶者等の住宅 (借家等)
	11千円 未 満	11千円以上 〃 27千円未満	27千円	小 計	
手 当 受 給 者 数	14人	1,981人	2,112人	4,107人	69人
受給者1人当たりの平均手当月額	24,509円				13,168円

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

設 の 利 用 状 況

借り受けている住宅等をいう。

29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55千円 以 上
31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	
1			1		1			2	1				1
40	16	20	78	74	192	95	114	285	207	344	219	264	2,110
					1							1	1
41	16	20	79	74	194	95	114	287	208	344	219	265	2,112
80	96	116	195	269	463	558	672	959	1,167	1,511	1,730	1,995	4,107
1.9	2.3	2.8	4.7	6.5	11.3	13.6	16.4	23.4	28.4	36.8	42.1	48.6	100.0
					2			2	1	2	2	5	55

第11表

職 員 の 通

1 通勤手当の受給者の状況

給料表	区 分	計	交通機関等利用者			
			鉄道	バス	併用者等	計
	計	14,282 人	472 人	1,092 人	209 人	1,773 人
	行 政 職	3,249	275	710	150	1,135
	公 安 職	1,380	82	273	5	360
	教 育 職 (1)	2,843	66	36	22	124
	教 育 職 (2)	6,471	35	53	14	102
	研 究 職	163	1	8	4	13
	医 療 職 (1)	2	1		1	2
	医 療 職 (2)	111	9	6	9	24
	医 療 職 (3)	63	3	6	4	13

(注) 1 高速自動車国道を利用する職員にあっては、交通用具使用者として調査した。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 交通機関等利用者の所要運賃額別職員数

給料表	運賃額 区分	計	12千円	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
			未満	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	行 政 職	1,433 人	822	112	36	74	30	18	30	8	25	6	4	2	18
	公 安 職	370 人	275	58	20	7	3					1	1		
	教育職(1)	293 人	52	9	2	13	9	5	13	4	7	1	9		16
	教育職(2)	161 人	53	11	9	9	4	2	6	3	2	4	3		10
	研 究 職	21 人	8	1		1	2		1	1	1		1		
	医 療 職 (1)	2 人	1	1											
	医 療 職 (2)	31 人	11	1		2	1	1			1	2		1	1
	医 療 職 (3)	20 人	7	3		1	1								1
	計	2,331 人	1,229	196	67	107	50	26	50	16	36	14	18	3	46
累	人員	— 人	1,229	1,425	1,492	1,599	1,649	1,675	1,725	1,741	1,777	1,791	1,809	1,812	1,858
計	比率	— %	52.7	61.1	64.0	68.6	70.7	71.9	74.0	74.7	76.2	76.8	77.6	77.7	79.7

(注) 1 所要運賃額は、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第7条の規定による額
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

勤 の 状 況

交通用具使用者				交通機関等と交通用具併用者			
自動車	オートバイ等	自転車	計	自動車	オートバイ等	自転車	計
11,350 人	60 人	541 人	11,951 人	412 人	8 人	138 人	558 人
1,379	33	404	1,816	192	6	100	298
908	23	79	1,010	7		3	10
2,538		12	2,550	148	1	20	169
6,279	4	27	6,310	50	1	8	59
134		8	142	6		2	8
73		7	80	4		3	7
39		4	43	5		2	7

36	38	40	42	44	45	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90千円
38	40	42	44	45	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	以上
2	4	3	1		1	2	1	66	12	60	22	51	10	7	3	3
1							1	3								
1	2	1	1	1		3	2	12	6	57	15	32	6	7	4	3
		1						5	4	19	4	10	1	1		
1										2		1				1
			1					3		5					1	
										1		4	1	1		
5	6	5	3	1	1	5	4	89	22	144	41	98	18	17	7	7
1,863	1,869	1,874	1,877	1,878	1,879	1,884	1,888	1,977	1,999	2,143	2,184	2,282	2,300	2,317	2,324	2,331
79.9	80.2	80.4	80.5	80.6	80.6	80.8	81.0	84.8	85.8	91.9	93.7	97.9	98.7	99.4	99.7	100.0

(交通機関等と交通用具との併用者にあつては、交通機関等に係る額のみ) により調査した。

3 交通用具の使用距離別職員数

交通用具		距離区分	計	4 k m	4	6	8	10	12	14	16	18	20
				未満	5	7	9	11	13	15	17	19	21
自動車			11,762 人	1,772	1,444	1,240	1,098	810	655	595	520	428	354
オートバイ等			68 人	29	19	7	2	3	2	1	1	1	1
自転車			679 人	571	84	9	3	6	3	2			
計			12,509 人	2,372	1,547	1,256	1,103	819	660	598	521	429	355
累計	人員	一人	2,372	3,919	5,175	6,278	7,097	7,757	8,355	8,876	9,305	9,660	
	比率	一 %	19.0	31.3	41.4	50.2	56.7	62.0	66.8	71.0	74.4	77.2	

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、交通用具の使用距離により調査した。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

4 高速自動車国道利用者の所要料金額別職員数

給料表		料金額区分	計	20千円	20	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80千円
				未満	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55
計			205 人	52	22	35	55	19	9	3	9		1		
行政職			48 人	10	11	11	10	4	1				1		
公安職			4 人	1		2		1							
教育職(1)			109 人	37	5	14	32	9	3	2	7				
教育職(2)			24 人	2		6	7	3	4		2				
研究職			9 人	1	6		2								
医療職(1)			人												
医療職(2)			10 人	1		1	4	2	1	1					
医療職(3)			1 人			1									

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60 k m
∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	
24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	以上
349	262	247	207	198	165	162	139	134	252	184	121	97	329
								1	1				
		1											
349	262	248	207	198	165	162	139	135	253	184	121	97	329
10,009	10,271	10,519	10,726	10,924	11,089	11,251	11,390	11,525	11,778	11,962	12,083	12,180	12,509
80.0	82.1	84.1	85.7	87.3	88.6	89.9	91.1	92.1	94.2	95.6	96.6	97.4	100.0

5 通勤手当の支給状況

区分 給料表	交通機関等					交通用具							
	手当受給者数				受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	手当受給者数							受給者 1人当 たりの 平均手 当月額
	45千円 未満	45千円 以上 ∪ 65千円 未満	65千円	小計		4 k m 未満	4 k m 以上 ∪ 10 k m 未満	10 k m 以上 ∪ 20 k m 未満	20 k m 以上 ∪ 40 k m 未満	40 k m 以上 ∪ 60 k m 未満	60 k m 以上	小計	
計	人 1,878	人 439	人 14	人 2,331	円 20,164	人 2,372	人 3,906	人 3,027	人 2,220	人 655	人 329	人 12,509	円 9,355
行政職	1,195	232	6	1,433	18,287	722	528	358	302	126	78	2,114	8,860
公安職	366	4		370	10,011	327	366	211	101	11	4	1,020	6,037
教育職(1)	146	140	7	293	37,407	439	774	535	537	268	166	2,719	11,867
教育職(2)	117	44		161	26,216	830	2,159	1,848	1,236	225	71	6,369	8,896
研究職	17	3	1	21	23,958	27	52	35	20	15	1	150	10,171
医療職(1)	2			2	9,200								
医療職(2)	22	9		31	26,473	12	13	29	19	5	9	87	14,437
医療職(3)	13	7		20	28,496	15	14	11	5	5		50	8,370

(注) 1 交通機関等と交通用具の併用者については、それぞれの区分に計上している。
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第12表

単身赴任手当の支給状況

1 給料表別、任命権者別単身赴任手当受給者数

任命権者	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 365	人 300	人 202	人 464	人 13	人 4	人 9	人 3	人 1,360
知事	320				13	4	9	3	349
教育委員会	39		202	464					705
本庁等	11		5						16
高等学校等	19		197	1					217
小・中学校	9			463					472
警察本部長	6	300							306
その他									

(注) 1 高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 給料表別、支給額別単身赴任手当受給者数

支給額	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 365	人 300	人 202	人 464	人 13	人 4	人 9	人 3	人 1,360
30,000円 80km未満	42	143	30	90		1		1	307
36,000円 80km以上 100km未満	74	44	39	90		1	3		251
38,000円 100km以上 150km未満	200	100	104	221	9		5	2	641
40,000円 150km以上 200km未満	31	10	23	51	4		1		120
42,000円 200km以上 250km未満	5		3	7					15
44,000円 250km以上 300km未満		1	1	2		1			5
46,000円 300km以上 500km未満	2		1						3
54,000円 500km以上 700km未満	10	2	1	2					15
62,000円 700km以上 900km未満									
70,000円 900km以上 1,100km未満									
76,000円 1,100km以上 1,300km未満	1								1
82,000円 1,300km以上 1,500km未満									
88,000円 1,500km以上 2,000km未満						1			1
94,000円 2,000km以上 2,500km未満									
100,000円 2,500km以上				1					1

(注) 1 「支給額」欄中の距離数は、各々の支給額に対応する距離区分を示している。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第13表

再任用職員の給料表別、級別人員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職	115			102	13			
公安職	21		1	8	11		1	
教育職 (1)	96	12	84					
教育職 (2)	6		6					
研究職	6		6					
医療職 (2)	5			5				
計	249							

2 短時間勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職	16		16					
教育職 (1)	8	1	7					
教育職 (2)	70		70					
計	94							

2 職種別民間給与実態調査関係

平成 28 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成 28 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関及び方法

本委員会及び人事院の職員等が調査該当事業所において、事業所の給与担当者に面接して調査を行った。

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 436 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記 3 の (1) の事業所を組織、規模、産業によって 10 層に層化し、これらの層から 144 事業所を無作為抽出法により抽出したが、そのうち調査が完結した事業所は 136 事業所であり、その内訳は第 14 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

4,337 人（うち初任給関係職種 150 人）であるが、行政職に相当する調査実人員は 3,303 人である。

なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は 14,309 人であり、うち、行政職に相当するものは 9,634 人である。

5 調査結果

調査結果は、第 14 表から第 23 表までに示すとおりである。

第14表

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所				
産 業 計		136	41	63	32
農 業 , 林 業 , 漁 業		2	0	1	1
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建設業		8	1	3	4
製 造 業		67	21	31	15
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		16	8	5	3
卸 売 業 , 小 売 業		11	1	9	1
金融業, 保険業、不動産業、 物品賃貸業		4	2	1	1
教育, 学習支援業、医療, 福祉、 サービス業		28	8	13	7

(注) 1 上記のほか、調査において規模が調査の対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が5所あった。

2 調査対象事業所144所から規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた141所に占める調査完了事業所136所の割合（調査完了率）は、96.5%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表

職 種 別 に み た

職 種 名		調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額		
				きまって支給する給与		(A) - (B)
				(A)	うち時間外手当 (B)	
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	(721) 6	(52.4) 52.2	(787,399) 734,140	(1,525) 6,783	(785,874) 727,357
	工 場 長	(528) 10	(53.2) 57.5	(711,636) 639,181	(1,451) 138	(710,185) 639,043
	事 務 部 長	(14,354) 92	(52.4) 54.4	(694,693) 615,237	(2,369) 22	(692,324) 615,215
	技 術 部 長	(9,572) 26	(52.1) 50.5	(705,443) 602,512	(3,446) 174	(701,997) 602,338
	事 務 部 次 長	(5,904) 36	(50.7) 53.5	(662,646) 604,863	(10,980) 0	(651,666) 604,863
	技 術 部 次 長	(3,515) 17	(51.0) 52.1	(615,385) 688,519	(6,106) 309	(609,279) 688,210
	事 務 課 長	(28,413) 244	(48.5) 49.7	(587,283) 563,264	(9,136) 7,163	(578,147) 556,101
	技 術 課 長	(24,863) 129	(48.6) 49.3	(576,638) 549,707	(8,278) 13,024	(568,360) 536,683
	事 務 課 長 代 理	(10,081) 102	(46.1) 47.1	(544,242) 502,915	(45,050) 49,738	(499,192) 453,177
	技 術 課 長 代 理	(7,673) 40	(44.7) 48.9	(510,381) 515,013	(37,452) 63,542	(472,929) 451,471
	事 務 係 長	(28,928) 341	(44.2) 46.6	(461,962) 462,575	(53,598) 59,249	(408,364) 403,326
	技 術 係 長	(24,459) 157	(43.2) 46.3	(517,376) 482,432	(91,033) 85,065	(426,343) 397,367
	事 務 主 任	(25,040) 231	(40.5) 41.6	(411,784) 368,708	(60,760) 51,620	(351,024) 317,088
	技 術 主 任	(23,312) 137	(41.0) 43.6	(451,962) 442,197	(79,749) 81,894	(372,213) 360,303
	事 務 係 員	(117,087) 1,116	(35.8) 37.4	(329,108) 284,293	(41,830) 30,967	(287,278) 253,326
	技 術 係 員	(85,088) 619	(34.7) 37.7	(358,134) 351,964	(65,836) 62,390	(292,298) 289,574

- (注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。
2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は
3 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は
4 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

民間給与額等

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	第16表参照
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記の者と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同 上
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の者と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	同 上
係の長及び係長級専門職	同 上
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
	同 上

給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

職種名	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	(57) -	(48.6) -	(293,665) -	(16,845) -	(276,820) -
	自家用乗用自動車 運転手	(289) 5	(53.4) 51.1	(372,837) 280,766	(67,071) 0	(305,766) 280,766
	守衛	(705) 3	(44.9) 51.9	(338,397) 218,901	(75,292) 3,299	(263,105) 215,602
	用務員	(438) 8	(44.7) 48.7	(318,824) 330,831	(23,142) 4,218	(295,682) 326,613
教 育 関 係 職 種	大学学長・ 副学長・学部長	(389) 4	(60.1) 66.5	(866,805) 918,850	(1,877) 0	(864,928) 918,850
	大学教授	(2,431) 43	(57.4) 53.9	(760,743) 604,559	(3,612) 0	(757,131) 604,559
	大学准教授	(1,842) 31	(48.5) 51.0	(620,670) 533,687	(5,235) 0	(615,435) 533,687
	大学講師	(1,102) 43	(44.7) 45.8	(545,391) 509,601	(7,001) 0	(538,390) 509,601
	大学助教	(781) 62	(39.2) 41.3	(465,639) 422,246	(12,379) 711	(453,260) 421,535
	高等学校校長	(54) -	(61.2) -	(763,670) -	(5,606) -	(758,064) -
	高等学校教頭	(181) X	(56.3) 54.5	(655,224) 532,143	(3,086) 0	(652,138) 532,143
	高等学校主幹教諭	(32) -	(51.5) -	(564,893) -	(273) -	(564,620) -
	高等学校指導教諭	(16) -	(54.0) -	(527,011) -	(2,402) -	(524,609) -
高等学校教諭	(2,551) 17	(43.6) 44.0	(497,349) 389,849	(5,756) 0	(491,593) 389,849	
研 究 関 係 職 種	研究所長	(61) -	(54.3) -	(791,546) -	(292) -	(791,254) -
	研究部(課)長	(1,197) 16	(49.6) 54.3	(663,694) 660,687	(5,437) 5,335	(658,257) 655,352
	研究室(係)長	(806) 4	(42.2) 45.1	(517,710) 547,726	(39,160) 33,260	(478,550) 514,466
	主任研究員	(1,996) 33	(44.2) 49.1	(543,540) 538,068	(43,135) 1,338	(500,405) 536,730
	研究員	(2,974) 30	(35.0) 33.9	(399,304) 339,402	(47,293) 45,356	(352,011) 294,046
	研究補助員	(471) 11	(36.3) 44.7	(333,245) 371,659	(39,499) 7,247	(293,746) 364,412

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備 考

業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。

構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)

職種名	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
医療関係職種	病院長	(69) X	(61.5) 65.5	(1,775,069) 1,232,100	(90,245) 0	(1,684,824) 1,232,100
	副院長	(229) 6	(57.0) 60.7	(1,552,493) 1,647,079	(123,691) 147,412	(1,428,802) 1,499,667
	医科長	(706) 13	(50.2) 54.0	(1,307,513) 1,321,049	(171,451) 332,040	(1,136,062) 989,009
	医師	(1,395) 29	(42.0) 47.1	(1,062,214) 1,283,358	(159,442) 138,696	(902,772) 1,144,662
	歯科医師	(41) -	(39.9) -	(803,370) -	(30,039) -	(773,331) -
	薬局長	(247) 9	(49.8) 51.2	(509,916) 475,026	(35,563) 9,505	(474,353) 465,521
	薬剤師	(1,590) 39	(36.3) 39.4	(363,053) 365,980	(34,876) 20,779	(328,177) 345,201
	診療放射線技師	(1,896) 41	(39.3) 42.7	(381,088) 387,268	(37,654) 27,390	(343,434) 359,878
	臨床検査技師	(2,103) 39	(40.2) 46.7	(345,685) 358,699	(30,803) 16,479	(314,882) 342,220
	栄養士	(1,367) 27	(36.9) 40.0	(278,709) 266,159	(15,415) 2,285	(263,294) 263,874
	理学療法士	(3,376) 54	(32.2) 31.6	(296,769) 256,551	(14,084) 5,807	(282,685) 250,744
	作業療法士	(2,514) 44	(32.1) 30.0	(286,275) 244,757	(10,602) 3,878	(275,673) 240,879
	総看護師長	(262) 8	(55.9) 55.8	(534,678) 540,923	(13,193) 11,260	(521,485) 529,663
	看護師長	(3,172) 51	(48.1) 49.5	(434,850) 430,097	(33,158) 8,905	(401,692) 421,192
	看護師	(9,630) 174	(38.0) 41.8	(348,342) 365,877	(40,393) 28,452	(307,949) 337,425
	准看護師	(4,316) 38	(45.5) 42.1	(303,483) 292,581	(32,861) 16,656	(270,622) 275,925

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。
2 Xは、調査実人員数が2人以下を示す。

備 考
部下に医師又は歯科医師 5 人以上
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
部下に医師又は歯科医師 1 人以上
部下に薬剤師 2 人以上
部下に看護師長 5 人以上
部下に看護師又は准看護師 5 人以上

第16表

公民給与の比較における対応関係

職 員	民 間 事 業 所			
	行政職給料表	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	企業規模 100人未満
10級及び9級	支店長、工場長、 部長、部次長			
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級				
6級	課長代理	課長	課長	
5級				
4級	係長	課長代理	課長代理	課長代理
3級		係長	係長	係長
2級	主任	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第17表

職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職種	学歴	企業規模			
		規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	円 188,080	円 186,776	円 188,052	円 191,920
	短大卒	157,408	X	X	—
	高校卒	152,056	153,928	151,143	X
新卒技術者	大学卒	189,178	187,800	193,008	—
	短大卒	167,272	166,543	X	—
	高校卒	152,266	150,971	159,395	X
新卒事務員・技術者計	大学卒	188,547	187,426	189,304	191,920
	短大卒	164,359	163,697	167,294	—
	高校卒	152,158	152,000	153,022	147,300

(注) Xは、採用人数が2人以下である。

備考 職員の初任給月額は、Ⅰ種試験採用者（大卒相当）で178,300円、Ⅱ種試験採用者（短大卒相当）で158,700円、Ⅲ種試験採用者（高卒相当）で145,900円である。

第18表

民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況			採用なし %
		採用あり	初任給の改定状況				
			増額 %	据置き %	減額 %		
大学卒	規模計	% 18.0	% 40.7	% 59.3	% —	% 82.0	
	500人以上	25.7	48.8	51.2	—	74.3	
	100人以上 500人未満	19.9	30.0	70.0	—	80.1	
	50人以上 100人未満	3.1	100.0	0.0	—	96.9	
高校卒	規模計	17.9	49.7	50.3	—	82.1	
	500人以上	22.6	48.4	51.6	—	77.4	
	100人以上 500人未満	18.8	54.5	45.5	—	81.2	
	50人以上 100人未満	9.4	33.3	66.7	—	90.6	

(注) 初任給の改定状況欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

第19表

民間における定期昇給制度の状況

役職段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
		%	%	%	%	%
係員	規模計	88.6	34.3	51.8	44.8	11.4
	500人以上	97.3	31.8	62.0	49.8	2.7
	100人以上 500人未満	90.4	39.9	50.3	53.1	9.6
	50人以上 100人未満	71.8	25.0	40.7	18.8	28.2
課長級	規模計	79.4	33.3	50.0	38.9	20.6
	500人以上	78.0	30.8	59.4	41.9	22.0
	100人以上 500人未満	83.7	38.6	48.2	45.8	16.3
	50人以上 100人未満	71.8	25.0	40.7	18.8	28.2

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表

民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する	手当を見直 す予定又は 見直すこと について検 討中	税制及び社 会保障制度 の見直しの 動向等に よっては見 直すことを 検討する	見直す予定 がない(検 討も行って いない)	配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当制 度がない
67.7%	(94.1%)	[10.5%]	[16.8%]	[72.7%]	(5.9%)	32.3%

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 家族手当の手当額の定め方

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
12.4%	43.8%	43.8%	0.0%

(注) 手当額の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

その3 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	12,987円
配 偶 者 と 子 1 人	18,373円
配 偶 者 と 子 2 人	22,825円

(注) 支出月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表

民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	46.9%
支 給 し な い	53.1%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

(注) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第22表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級 (非役員)		課長級		係 員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規 模 計		54.4	45.6	55.3	44.7	60.4	39.6
500人以上		42.8	57.2	43.8	56.2	64.1	35.9
100人以上 500人未満		59.0	41.0	60.4	39.6	60.8	39.2
50人以上 100人未満		58.8	41.2	57.7	42.3	53.3	46.7

第23表

民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
	%	%	%	%
31%以上	5.9	5.9	6.9	6.9
30%	38.3	44.2	39.5	46.4
29%	0.0	44.2	0.0	46.4
28%	0.0	44.2	0.0	46.4
27%	2.3	46.5	2.3	48.7
26%	0.0	46.5	0.0	48.7
25%	53.5	100.0	51.3	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 生計費及び労働経済指標関係

平成28年4月の標準生計費算定方法の概要

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。
なお、「家計調査」における盛岡市の2人以上の勤労者世帯の調査世帯数は、96世帯である。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 ----- 食料

住居関係費 ----- 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ----- 被服及び履物

雑費 I ----- 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II ----- その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（勤労者世帯）における平成28年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

（注） 全国の標準生計費「1人世帯」とは、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成28年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

3 算定結果

算定結果は、第24表に示すとおりである。

第24表

盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位：円)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	24,720	36,530	46,570	56,610	66,650
住居関係費	47,890	52,770	48,180	43,580	38,990
被服・履物費	1,760	4,210	5,170	6,140	7,100
雑費Ⅰ	26,220	35,530	50,210	64,900	79,580
雑費Ⅱ	10,030	37,010	36,990	36,960	36,950
計	110,620	166,050	187,120	208,190	229,270

参考1

盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較

(単位：円)

区分	盛岡市		全国	
食料費	24,720	(98.4)	25,120	(100.0)
住居関係費	47,890	(104.4)	45,890	(100.0)
被服・履物費	1,760	(64.2)	2,740	(100.0)
雑費Ⅰ	26,220	(78.6)	33,350	(100.0)
雑費Ⅱ	10,030	(119.0)	8,430	(100.0)
計	110,620	(95.8)	115,530	(100.0)

(注) ()内は、全国を100として計算した指数である。

参考 2

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.475	0.606	0.736	0.867
住居関係費	1.029	0.940	0.850	0.761
被服・履物費	0.438	0.538	0.638	0.738
雑費 I	0.309	0.437	0.565	0.693
雑費 II	0.478	0.478	0.478	0.477

(注) この換算乗数は、平成27年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

第25表

労働経

項目				年 月				
				平成27年	4月	5月	6月	7月
賃金労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きま つて 支 給 す る 給 与	全 国	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	292,538	286,844	290,100	289,412
				前年同月比(%)	0.5	0.0	0.8	0.6
			うち所定内給与	金額(円)	266,514	262,582	265,470	264,546
			前年同月比(%)	0.6	0.3	0.8	0.7	
		うち所定外給与	金額(円)	26,024	24,262	24,630	24,866	
			前年同月比(%)	△ 1.1	△ 2.0	△ 0.1	0.0	
	岩 手 県	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	242,285	237,674	240,192	240,173	
			前年同月比(%)	△ 0.2	0.1	△ 0.2	0.4	
		うち所定内給与	金額(円)	220,818	217,327	218,830	218,141	
			前年同月比(%)	△ 3.3	△ 3.2	△ 3.7	△ 3.2	
		うち所定外給与	金額(円)	21,467	20,347	21,362	22,032	
			前年同月比(%)	△ 1.9	△ 0.4	0.2	0.2	
労 働 時 間	全 国	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	155.8	143.0	153.4	155.5	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.4	12.5	12.6	12.7	
	岩 手 県	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	163.3	151.8	162.4	164.0	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12.9	12.9	12.7	13.4	
生 計 費	消費支出(全世帯) (総務省家計調査)	全 国	金額(円)	300,480	286,433	268,652	280,471	
			前年同月比(%)	△ 0.5	5.5	△ 1.5	0.1	
		東 京 都 区 部	金額(円)	380,924	358,065	314,558	296,270	
		前年同月比(%)	15.1	12.5	3.1	△ 10.4		
	盛 岡 市	金額(円)	311,175	282,230	326,526	241,195		
		前年同月比(%)	19.0	12.6	37.4	1.3		
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比(%)	0.6	0.5	0.4	0.2	
		東 京 都 区 部	前年同月比(%)	0.7	0.5	0.3	0.1	
		盛 岡 市	前年同月比(%)	0.2	0.4	0.1	0.1	
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比(%)	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.4	△ 3.2		
雇 用	常用雇用指数(調査産業計) (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全 国	前年同月比(%)	1.0	0.9	0.9	1.0	
		岩 手 県	前年同月比(%)	△ 0.8	△ 1.6	△ 1.5	△ 1.4	
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国	倍率(倍)	1.17	1.18	1.19	1.21	
		岩 手 県	倍率(倍)	1.20	1.21	1.21	1.24	
	完全失業率(総務省労働力調査)	比率(%)	3.4	3.3	3.4	3.3		

(注) 1 「きまつて支給する給与」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」の「前年同月比(%)」
と及び所定外給与の「前年同月比(%)」は、実数を基礎としている。

2 「賃金労働時間」及び「常用雇用指数」の調査対象事業所は、平成27年1月に抽出替えを行っ

3 「有効求人倍率」及び「完全失業率」は季節調整値である。

済 指 標

8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
287,214 0.3	288,085 0.4	289,773 0.6	288,981 0.5	289,330 0.5	286,619 0.2	288,605 1.0	292,022 1.3	293,837 0.5	287,535 0.3	290,273 0.0
262,911 0.3	263,844 0.3	264,342 0.5	263,185 0.6	263,173 0.5	261,797 0.4	263,584 1.1	266,261 1.2	267,569 0.4	263,048 0.1	265,664 0.1
24,303 0.7	24,241 1.1	25,431 0.8	25,796 0.3	26,157 0.6	24,822 △ 1.4	25,021 △ 0.2	25,761 1.6	26,268 0.9	24,487 0.9	24,609 △ 0.1
238,151 0.4	238,050 0.1	239,863 △ 0.2	241,422 0.0	242,264 0.8	238,345 △ 0.1	239,619 1.1	245,254 1.3	243,221 0.3	239,824 0.8	244,835 1.9
215,787 △ 3.7	216,481 △ 3.9	217,990 △ 4.2	219,246 △ 3.6	219,484 △ 3.4	216,845 0.1	218,413 1.0	222,384 1.1	221,469 0.3	219,148 0.8	223,177 2.0
22,364 4.5	21,569 2.9	21,873 △ 0.5	22,176 △ 4.0	22,780 0.2	21,500 △ 1.7	21,206 1.9	22,870 3.5	21,752 1.3	20,676 1.6	21,658 1.4
145.4 12.2	147.0 12.7	149.7 13.0	149.6 13.3	147.9 13.4	140.4 12.3	147.0 12.6	152.5 13.2	153.8 13.3	142.7 12.2	154.0 12.5
154.0 13.3	153.8 12.6	160.3 13.0	156.5 13.3	156.7 13.7	147.2 12.3	154.1 12.4	163.1 13.6	159.2 13.0	151.1 12.5	162.1 12.8
291,156 3.2	274,309 △ 0.3	282,401 △ 2.1	273,268 △ 2.5	318,254 △ 4.2	280,973 △ 3.1	269,774 1.6	300,889 △ 5.3	298,520 △ 0.7	281,827 △ 1.6	261,452 △ 2.7
317,839 1.3	299,756 △ 11.7	325,375 1.4	315,262 3.4	340,273 △ 10.9	315,407 △ 12.3	302,505 △ 3.6	327,647 △ 7.2	358,871 △ 5.8	313,382 △ 12.5	289,984 △ 7.8
277,395 9.1	244,055 △ 15.2	267,760 △ 11.5	251,799 △ 3.0	315,286 △ 2.1	307,243 9.8	311,249 10.8	322,483 △ 10.2	304,997 △ 2.0	308,992 9.5	251,354 △ 23.0
0.2	0.0	0.3	0.3	0.2	0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.4
0.1	△ 0.1	0.1	0.1	0.1	△ 0.3	0.1	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5
△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7	0.0	△ 0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.4
△ 3.7	△ 4.0	△ 3.8	△ 3.7	△ 3.5	△ 3.2	△ 3.4	△ 3.8	△ 4.2	△ 4.3	△ 4.2
1.0	1.0	1.2	1.2	1.3	1.2	1.0	1.2	0.8	0.8	0.9
△ 1.2	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.7	0.7	3.0	1.0	1.1	0.4	0.4	0.1
1.22	1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34	1.36	1.37
1.23	1.21	1.21	1.21	1.20	1.23	1.24	1.25	1.28	1.28	1.32
3.4	3.4	3.2	3.3	3.3	3.2	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1

」は、平成22年=100とした指数を基礎としている。ただし、「きまって支給する給与」のうち岩手県の所定内給
ている。